

■提言推進状況管理表(案)

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	これまでの方向性・課題等	実績・成果(令和3年度を中心に)	今後の方向性・課題等(案)
1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ(育ちあう)保育」の創造	① 共生社会につながる「インクルーシブ(育ちあう)保育」の理念を掲げる	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言書を研修の場面で活用する等、周知を定期的に行い、理念を深く広く浸透させていく</li> <li>引き続き園内研修等で共通理解を進めていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園内研修や職員会議において提言書の内容を再確認し、インクルーシブ保育の理念を職員全体に浸透させ、理念に基づいた保育実践を行う組織づくりを行った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平易な言葉で、インクルーシブ保育の理念を表現し、本市がめざすインクルーシブ保育の意味が正しく浸透するような取り組みが必要</li> </ul>
	② インクルーシブ(育ちあう)保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることがをめざす	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい生活様式のもと、インクルーシブ保育の在り方について検討が必要</li> <li>児童の支援方法について職員間で共有する時間の確保が課題</li> <li>引き続き『特別支援教育・保育ゼミ』で保育の質の向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍における行事の見直しや保育のあり方を模索しながら、ユニバーサルデザインの視点に立った保育の視覚化・構造化を図り、児童が安心して過ごせる環境整備を行った</li> <li>限られた時間内で児童の支援について話し合い、具体的な支援方法について共通理解することに努めた</li> <li>公立園対象に『特別支援教育・保育ゼミ』にて特性に応じた支援方法について実践交流を行うとともに、巡回指導への参加や医療型児童発達支援センターの施設見学等を行い自園の保育に活かした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブ保育実践を市全体に広げていく取り組みが必要</li> <li>児童の支援方法について職員間で共有する時間の確保が課題</li> <li>『特別支援教育・保育ゼミ』でインクルーシブ保育について学び、各園の質の向上につなげる</li> </ul>
2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり	③ コーディネーター(リーダー保育士)を導入し、園全体での対応力を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立園での特別支援教育コーディネーター(以下「コーディネーター」と表記)の配置にむけ、引き続き協議</li> <li>個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進し、PDCA サイクルにより園全体での対応力を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立園の特別支援教育コーディネーター会議に私立園の代表が参加し実践交流にて支援方法の手法を学び合った</li> <li>令和4年度より認可園全園にコーディネーターを配置することが決定。併せてコーディネーターを中心に、個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画を作成することとする</li> <li>公立こども園では園内で支援児担当者会議を実施し、コーディネーターが推進役となり園全体の対応力の向上にむけ取り組んだ</li> <li>担任が個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画を作成する際にはコーディネーターが支援し、スモールステップを意識した計画作成を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーディネーターの役割の理解や活用について市全体で取り組んでいく必要がある</li> <li>私立園を地区ごとに分け、グループ研修や全体研修を行いながら質の向上をめざす</li> <li>コーディネーターを中心に、個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進し、PDCA サイクルにより園全体での対応力を高める</li> </ul>
	④ 障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的な相談・支援を進めるため、市関係機関の多様な専門職の連携</li> <li>就学にむけて保護者の不安に寄り添う相談体制の充実や学校教育への接続の連携強化</li> <li>保育施設に在籍していない子どもに対してのアプローチ方法の検討</li> <li>就学前施設に対して、小学校との接続の大切さや就学相談の取り組みを継続的に発信</li> <li>医療的ケア児等の保育利用について、受入れ要件の検討やガイドライン作成、受入れ体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療型児童発達支援センター事業として、保育所等訪問支援事業や施設への訪問助言、保健センターや保健所への職員派遣を実施。管理医師の配置により相談対応が充実した</li> <li>子育て総合支援ネットワークセンターにて発達検査を含め、相談事業や親子教室を実施し、適切な支援機関へつないだ</li> <li>未就園児等状況調査を実施、未就園5歳児について、状況確認、就園等に関する情報提供等の支援を実施</li> <li>医療的ケア児保育受入れにむけて、令和4年度に検討部会の開催を決定</li> <li>就学相談では保護者に対し様々な学びの場の説明や学校見学の調整等を実施</li> <li>就学前施設と連携のもと、就学相談や就学前施設への行動観察などを実施</li> <li>保健センターにて乳幼児健診実施</li> <li>医療的ケア児支援のための地域連絡会議を実施し、医療型児童発達支援センター管理医の講義や意見交換により各分野における現状や課題等についての情報を共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中核的な療育支援の役割を担うため医療型児童発達支援センターの人材育成が課題</li> <li>重層的な相談・支援を進めるための市関係機関の多様な専門職連携</li> <li>未就園児に対してのアプローチ後のフォロー手法の検討</li> <li>R4.4国通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」を受けて、小中学校における特別支援教育について、就学前施設に丁寧に説明を行い、周知を図る</li> <li>就学前施設に対して、小学校との接続の大切さや、就学相談の取り組みを発信していく</li> <li>障がいのある乳幼児を早期発見・早期介入し、支援が必要な乳幼児を療育機関へ円滑につなぐため関係機関との連携強化</li> <li>引き続き、当該地域連絡会議により関係機関での顔の見える関係づくりを深めるとともに、大阪府が実施する医療的ケア児実態把握調査の結果等を参考に、医療的ケア児の実態を踏まえ、支援のあり方等を検討</li> </ul>

具体的な実施計画事業での取り組みにつなげていく

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	これまでの方向性・課題等	実績・成果(令和3年度を中心に)	今後の方向性・課題等(案)
3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり	⑤個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設入所後の関係機関のフォロー体制の確立</li> <li>・「切れ目のない支援」実現にむけ、こども総合支援センターによる相談機能の充実や、こども総合支援センターを核とした関係機関の相互連携強化</li> <li>・子育てに困難さを感じている家庭へのフォローは、コロナ禍では特に丁寧且つ継続的に行っていく必要あり</li> <li>・保育施設で個別の支援計画を作成するにあたり、ケースによっては関係機関の同席や助言を求めている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「切れ目のない支援」実現にむけ、こども総合支援センターによる相談機能の充実や、センターを核とした関係機関の相互連携強化に向けた検討会議を実施</li> <li>・保育施設入所後も必要に応じて関係機関が情報提供し、支援方法について助言を行う</li> <li>・未就園児対象の地域交流等で、保護者の悩みに寄り添い、子育て支援情報を提供</li> <li>・児童発達支援事業所の園見学を受入れ、支援方法の共通理解を図った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども総合支援センターを核とした関係機関の連携</li> <li>・保育施設での子育て相談の充実</li> <li>・在園児へのフォローとして、保育施設に対して支援方法等の助言を行う体制作り</li> <li>・未就園児保護者に対して、気軽に相談機関を利用できるような情報発信や支援の強化</li> <li>・園児が利用する児童発達支援との連携強化</li> </ul>
	⑥各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「調整会議」での保育サポートの認定審査、利用調整の手法を検証し、必要に応じて改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「調整会議」にて関係機関からの意見聴取を行い、支援が必要な児童の入所決定につながるよう調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関からの意見聴取等で児童の状況把握を行い、適切な施設への利用調整に努める</li> </ul>
4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり	⑦障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを中心に置いた利用時間を前提としつつ、保護者の保育要件によっては保育標準時間利用を適用できるよう各園と調整</li> <li>・こども総合支援センターの市民向け周知により相談窓口機能の充実</li> <li>・「個別の教育・保育支援計画」に基づく支援の充実を各園で推進</li> <li>・ペアレントプログラム等保護者支援の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度入所児童より、保護者の保育要件によって保育標準時間利用を適用することを決定</li> <li>・公立こども園にて入園・進級のタイミングで保護者と共に、個別の教育保育支援計画を作成し、担任や特別支援教育コーディネーターと気軽に相談できる関係づくりや、園の取組の見える化を図った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の加配内容によっては長時間保育に対応できる職員配置が難しく人員確保が課題</li> <li>・保護者にコーディネーターの存在や役割を周知し、相談できる関係づくりを構築</li> <li>・個別の教育保育支援計画に基づく支援の充実を各園で推進</li> <li>・こども総合支援センターを関係機関や市民向けに周知し、相談窓口機能の充実</li> </ul>
	⑧障がい児保育の加配段階等を認定審査の際の、サービス決定基準を明確化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サポート認定基準や加配基準の検証</li> <li>・個々のケースに応じた適切な支援の実施</li> <li>・医療的ケア児の保育受け入れにむけたガイドラインの作成と受け入れ体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期入所児童の増加により保育サポート制度の見直しが必要であり、保育サポートの認定審査や利用調整を含む改善に向けて調整中</li> <li>・1：1の関わりが必要な場合、加配基準を変更して丁寧な支援を行った</li> <li>・R4からの医療的ケア児保育等検討会議にてガイドラインを策定し体制整備していくことが決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市事例を参考にし、利用調整の仕組みを変更する</li> <li>・在園児の加配の必要度の変更や保育サポート児以外の気になる子どもへの対応については、児童の発達状況や園の体制を確認したうえで認定する</li> <li>・ガイドライン策定後には私立園においても医療的ケア児の受け入れを開始するため、ノウハウ等の支援が必要</li> </ul>
	⑨審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童にとって適切な施設へつなげられるような相談体制の充実</li> <li>・発達が気になる児童等、障がいの有無にかかわらず保護者が気軽に相談できる相談窓口の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育経験者が問い合わせ対応にあたり、保護者の思いや家庭の事情を考慮しつつ児童にとって適切な支援を共に考え、複数の選択肢を示している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所申請以前の相談機能を充実させ、児童にとって適切な施設へつなげられるようにする</li> <li>・進路先の相談や案内を丁寧に行い、保護者が納得して選択できるように努める</li> </ul>
5. インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組みづくり	⑩障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創り出す意義を共有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者の支援が個への手だてから集団の手だてへと発展し、子ども同士が助け合い育ちあう実践の蓄積</li> <li>・参加者が主体的に学び合い、自園の推進役となるようなゼミの在り方の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『特別支援教育・保育ゼミ』にて園内研究会を実施し、クラス集団づくりの手だてを学んだ</li> <li>・公立園の園内研究会や事例検討会に公民職員が参加し主体的な学びの場となった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『特別支援教育・保育ゼミ』では、参加者が自園での実践に活かせる内容の企画を検討。参加者は得た学びを自園に発信する</li> <li>・障害のある子どもとない子どもがともに育ちあう保育実践を市全体に広げていく</li> </ul>
	⑪ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回指導の機能充実</li> <li>・特別支援教育コーディネーターの活用促進のための研修の充実</li> <li>・保育現場のニーズに応じた研修内容や講師、実施場所等を検討</li> <li>・公立こども園の実践を共有しながら、周辺施設と交流することを検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療型児童発達支援センターST, OTによる研修</li> <li>・医療型児童発達支援センター見学</li> <li>・保育サポート児の在籍園に対して、専門家による巡回指導を年1回実施し、支援方法等について助言</li> <li>・幼児教育研修の『特別支援教育・保育』に関する内容の研修を2本、特別支援教育・保育ゼミの研修を2本、市内中央の会場(1本はオンライン開催)で実施(学校研修の特別支援教育に関する研修についても就学前施設に案内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療型児童発達支援センターは特別支援教育関連研修のサポートや施設見学受入れを継続し、各園の対応力向上の支援にあたる</li> <li>・巡回指導については、年複数回実施できるように働きかけるとともに、他の相談機関を紹介するなど他機関との連携を図る</li> <li>・公立、私立のニーズに応じた研修内容、講師、オンラインの活用、実施場所等を検討し効果的に実施</li> </ul>



具体的な実施計画事業での取り組みにつなげていく